

生活保護における住宅扶助基準の見直しについて

1 住宅扶助の概要

被保護世帯の家賃は、地域や世帯の人数ごとに定められた上限額の範囲内で実額を支給している。

2 住宅扶助基準の見直しの考え方

(1) 単身世帯の住宅扶助上限額の適正化

各地域における家賃実態を反映し、最低居住面積水準()を満たす民間借家等を一定程度確保可能な水準としつつ、近年の家賃物価の動向(全国平均 2.1%)等も踏まえて適正化

住生活基本計画(平成23年3月)において、単身では25㎡となっている。

(2) 2人以上世帯の住宅扶助上限額の適正化

世帯人数区分を細分化し、人数別の上限額を適正化

見直し前の区分	単身	2 ~ 6 人		7 人以上	
見直し後の区分	単身	2 人	3 ~ 5 人	6 人	7 人以上

(3) 地域区分の細分化

都道府県の地域区分を2区分(1・2級地、3級地)から3区分(1級地、2級地、3級地)に見直し

(4) 床面積別の住宅扶助上限額の新設

床面積に応じて上限額を減額する仕組みを導入し、より適切な住環境を備えた住宅へ誘導しつつ、劣悪な住宅にもかかわらず、上限額で家賃を設定し、生活保護受給世帯を居住させる貧困ビジネスを是正

延床面積	15㎡~11㎡	10㎡~7㎡	6㎡以下
減額率	10%	20%	30%

3 施行時期 平成27年7月

4 経過措置等

住宅扶助上限額が減額となる場合、最低限度の生活の維持に支障が生じないよう以下の措置が講じられている。

(1) 住宅扶助上限額の減額の適用を契約更新時まで猶予

(2) 住宅扶助上限額の範囲内の住宅への転居が必要となる場合は転居費用を支給

(3) 転居が困難なやむを得ない理由がある場合は見直し前の額を適用